

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
欠席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
	委 員	欠 員	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 爲積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
欠席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課 長 補 佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
<p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>1. 開催日時 平成29年2月21日(火) 午前8時55分から午後9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(34人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第5条関係取下願 2. 農地法第18条第6項の規定による通知 3. 農地改良届出書</p> <p>日程第 7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷺尾和彦 主任 若松孝志 主任 瀧田崇司である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前8時55分)</p> <p>定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、只今より、平成29年2月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

それでは、本日の出席者数は36名中34名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号26番 前野 順子 委員

議席番号27番 辻 義則 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・11件

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・10件

決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
当委員会の決定について・・・・・・・・・・163件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・22件  
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・2件  
3. 現況証明願・・・・・・・・・・2件

報 告 1. 農地法第5条関係取下願・・・・・・・・・・2件  
2. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・15件  
3. 農地改良届出書・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請 11件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から11番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

議案番号1番につきましては、新規就農案件でございます。なお、この案件につきましては、弥富市との同時申請となります。去る2月9日10時より、弥富市役所十四山支所にて、弥富市農業委員会事務局と合同で、農業参入に関する意欲、農機具等の所有状況等に関する聞き取りを行いました。その結果、特に問題がないことを確認しておりますので、報告させていただきます。

以上、11件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、

	許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より、議案第31号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
鈴木義英委員	今回の案件の譲受人にあります、株式会社山三レンコンとはどういった会社なのか、紹介をお願いします。
事務局	株式会社山三レンコンについてですが、愛西市三和町で農業経営を行っている農地所有適格法人でございます。外国人を雇い、何十町歩と農業経営を行っており、主にレンコンを主として栽培している法人でございます。親子で役員となり法人を立ち上げ、今まで個人だったものが、法人としてなったものでございます。
会長	他、宜しいでしょうか。  それでは、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請 11件について賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。  続きまして、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請 10件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、永和郵便局にて局長として働いておりますが、既存の建物の老朽化により立て替えることとなり、申請地に隣接する宅地に郵便局を建築し、今般の申請にて申請地を駐車場として利用する計画でございます。 (2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、津島市内の賃貸住宅にて、夫と2人で暮らしておりますが、将来の子どもの誕生や成長を考えると、大変手狭なため、今般の申請にて父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。 (3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、隣接する土地を液化ガスの充てん基地として利用しておりますが、現在の敷地では、駐車スペースを配送車用と従業員用とで共有しなければならず、大変危険かつ手狭なため、今般の申請にて申請地を駐車場として利用する計画でございます。 (4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、歯科医院を営んでおりますが、診療台数及び医師も増員し、業務拡大するにあたり、現在の駐車場のみでは、大変手狭なため、今般

の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて、父・母・夫・子どもの計5人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、現在の住宅では大変手狭になってきたため、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、252枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、雨水につきましては自然浸透にて処理する計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、144枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、雨水につきましては自然浸透にて処理する計画でございます。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、隣接する居宅にて、妻と2人で暮らしておりますが、敷地の形状が悪く、現在の敷地内では駐車スペースが限られており、頻繁に訪れる来客者の駐車スペースを確保することができないため、今般の申請にて申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、居宅介護支援事業及び接骨院を営んでおりますが、業務拡大のため、既存の敷地内に治療院を建築したことにより、駐車スペースが手狭になり、大変不便なため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、雨水につきましては自然浸透にて処理する計画でございます。なお、この案件について補足説明をさせていただきます。申請地の隣地の方より、申請地を埋め立てているが、農業委員会としては了承しているのかという意見がございました。事務局にて現地を確認したところ、申請をせずに埋め立てをしたとのことでございます。事務局としましては、許可前の事前着工に当たる行為ではないかと認識しております。今回、県へ進達するにあたり、その旨の内容を記載の上、進達することとさせていただきたいと思っております。以上、補足説明をさせていただきました。

以上、10件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より、議案第32号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請 10件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から163番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第10号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から163番、全体筆数は545筆、面積は668,563㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は、190筆、232,855㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は、23名の方々と合計355筆、435,708㎡です。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は平成29年2月28日、契約開始年月日は平成29年3月1日、新規139件、再設定406件、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より、決定第10号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

事務局	<p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》  (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から22番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、22件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。なお、この案件につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、2件の現況証明願を受理いたしました。なお、この案件につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)  宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》  (報告 農地法第5条関係取下願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、当初目的・取下理由を朗読及び説明) 以上、2件の取下願を受理いたしました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から15番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から15番、全体筆数は20筆、面積は11,254㎡です。内訳としましては、田19筆、11,194㎡、畑1筆、60㎡でございます。以上、15件の合意解約通知を受理いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・</p>

会長	<p>埋立期間・備考を朗読説明) 以上、1 件の農地改良届出書を受理いたしました。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、報告 3 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>
事務局	<p>事務局より 1 点補足説明させていただきます。農地法第 5 条関係取下願の議案番号 1 番でございますが、1 月 20 日定例会終了後、伊藤辰雄委員より、申請地の一部に賃借契約があるのではないかと報告を受けまして、業者に確認したところ事実確認がとれまして、今回取下願が提出されましたことを報告させていただきます。</p>
会長	<p>何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>これをもちまして、2 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9 時 25 分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成29年2月21日

会 長 日 永 熙

議事録署名者  
議席番号 26番委員 前 野 順 子

議事録署名者  
議席番号 27番委員 辻 義 則